

厚生労働省
老健局長
濱谷浩樹氏

「介護保険制度の展望」

介護保険制度は、制度創設以来16年がたち65歳以上の被保険者数が約1.6倍、サービス利用者数は約3.3倍に増加。サービスの面から見ると順調に定着している。一方、保険料は2020年には6771円、25年には8165円（全国平均）に上昇すると見込まれ、この適正化、抑制が必要だ。

地域包括ケアシステムとは、重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で住み続けたいという希望に沿えるよう、地域レベルで生活支援を受けられるように環境を整える事業だ。地域によって社会資源や状況が違う中で、全国一律ではなく地域の特性に応じて構築していく必要がある。このシステムは基本的には生活支援とまちづくりの二つからなる。生活の細々としたことが一人でできなくなっても誰かの助けがあれば生活が成り立つような基盤をつくり、医療、介護が必要になれば専門サービスが連携して、切れ目なくサービスが提供されるようにしている。

かなければいけない。前国会では介護保険法の一部改正が行われた。柱は、保険者になんばつてもらうこと、そして持続可能性の確保、ひとつで言うところには年齢ではなく能力に応じて負担してもらおう考え方だ。国民の責務として自ら要介護状態の重度化防止に努める、あるいは日常生活も自分でできるところはやる考え方で介護サービスを提供していく。

そのために全市町村が自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与などでPDACサークルを回す。例えば大阪では在宅サービスが他県に比べて2割ほど高い一方、認定率を見ると要支援1・2の率が高い。大阪府ではさつそくプロジェクトチームを作って適正化対策を考えている。

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナルなどの機能と

生活機能を兼ね備えた新たな介護保険施設も創設する。高齢者のうち医療ニーズの高い人のために、長期療養・生活施設を作る。改正の最後のコンセプトは地域共生社会の実現だ。「我が事・丸ごと」の地域づくり、包括的な支援体制の整備を推進する。これは、住民自らが「我が事」として助けあうとともに、介護をしながら子育てをしている人など、多様なニーズを抱える家庭に対し、ワンストップで対応できる体制を作る。地域の実践例「富山型デイサービス」では、介護保険の指定通所介護事業所を母体として、高齢者だけでなく、障害者、子どもなど多様な利用者が支え合っている。このような対象者を限定しない支え合いを行政が主体となって進めていく。

持続可能性の確保では、利用者負担の見直しも行われる。18年8月から所得が現役収入レベルの高齢者は3割負担となる。診療報酬と介護報酬の価格も医療介護連携に配慮しながら改訂を進めていきたい。

持続可能性の確保のための法改正

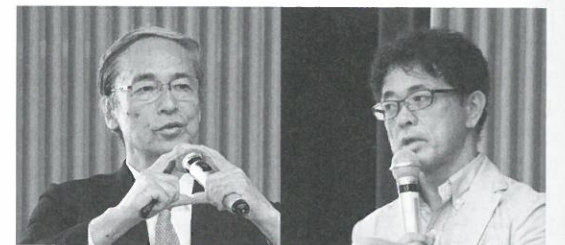


セミナーレポート

超高齢社会シリーズ第5弾
「健康長寿のまちづくり——超高齢社会への挑戦——」

主催
株式会社時評社
共催
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会、一般社団法人シルバーサービス振興会、スマートウエルネスコミュニティ協議会、独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）
協賛
株式会社カーブスジャパン、スリーエムジャパン株式会社、株式会社 FINC、各協賛会社
後援
国土交通省、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会

9月13日、東京都千代田区「都道府県会館」において、講演会「健康長寿のまちづくり——超高齢社会への挑戦——」（主催：（株）時評社）が開催された。世界に類のない超高齢化社会に突入したわが国において、さまざまな現場で未知への挑戦が胎動している。今回の講演会では、運動を通じた健康づくり、コンパクトシティ化による暮らしやすいまちづくりなど、国、都、そして民間の観点から具体的な対応策が紹介された。



熱弁をふるう辻哲夫東大教授（左）と久野譜也筑波大教授。当日は200人を超える聴衆が集まった。